

独立行政法人通則法改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の概要

平成20年6月
内閣官房

I. 法案の趣旨

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の改正に伴い、関係法律について、所要の規定の整備等を行うもの。

II. 法案の概要

1. 関係法律

《135法律》

(1) 個別法の整備等

- ① 個別の独立行政法人の設置法（個別法） 《うち101法律》
 - ・ 保有資産の見直し関係規定の整備等
 - ・ 監事の任期関係規定の整備
 - ・ 各府省評価委員会の意見聴取規定の削除 等
- ② 府省設置法 《うち 10法律》
 - ・ 各府省評価委員会の廃止
- ③ その他の法律 《うち 21法律》
 - ・ 各独立行政法人の関係規定の整備等

(2) 準用法の整備 《うち 3法律》

- ・ 通則法を準用している3法律について、所要の規定の整備

2. 施行期日

通則法改正法の各規定の施行に合わせて施行

III. 日程

- 平成20年5月23日（金） 閣議決定、国会提出
- 6月20日（金） 衆議院内閣委員会及び本会議において、通則法とともに継続審議とされた。